

令和4年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和4年8月1日から令和4年11月29日まで)

政 策 開 発 部
税 務 部
市 民 部
建 設 交 通 部

令和4年11月29日提出

郡山市監査委員

4 郡 監 査 第 808 号
令 和 4 年 11 月 29 日

郡 山 市 議 会 議 長
郡 山 市 長

郡山市監査委員	藤 橋 桂 市
郡山市監査委員	橋 本 勉
郡山市監査委員	久 野 三 男
郡山市監査委員	栗 原 晃

令 和 4 年 度 第 2 回 定 期 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 1 項 及 び 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 定 期 監 査 を 行 っ た の で、
同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 次 の と お り 提 出 す る。

令和4年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 その他の事務について	3

令和4年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和4年4月1日から令和4年7月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局（対象部局は令和4年4月1日現在）

ア 政策開発部

政策開発課 D X 戦略課 広聴広報課 雇用政策課

イ 税務部

市民税課 資産税課 収納課

ウ 市民部

市民・NPO活動推進課 男女共同参画課 国民健康保険課 国保税収納課
市民課 郡山市民サービスセンター 緑ヶ丘市民サービスセンター 市民ふれあいプラザ
市民交流プラザ セーフコミュニティ課

エ 建設交通部

道路建設課 道路維持課 総合交通政策課 河川課
建築課 住宅政策課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和4年8月1日から令和4年11月29日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和4年11月29日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

